

○宮崎大学情報基盤センター規程

平成 22 年 9 月 22 日
制 定

改正 平成 25 年 2 月 28 日 平成 28 年 3 月 25 日
平成 30 年 11 月 30 日 令和元年 12 月 25 日
令和 4 年 3 月 25 日 令和 5 年 6 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人宮崎大学基本規則第 16 条の 2 第 2 項の規定に基づき、宮崎大学情報基盤センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、宮崎大学（以下「本学」という。）における情報施策の立案・策定、点検・検証及び情報基盤の運用管理を行うとともに、利用者支援を行うことを目的とする。

(清武分室)

第 3 条 前条の目的を達成するため、センターに清武分室（以下「分室」という。）を置く。

(業務)

第 4 条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 情報施策の立案・策定及び点検・検証に関すること。
- (2) 学内情報基盤の整備、更新及び運用管理並びに利用者支援に関すること。
- (3) 情報セキュリティ対策に関すること。
- (4) 学外情報ネットワークとの連携、その利用及び支援に関すること。
- (5) 情報教育の支援に関すること。
- (6) その他情報化支援に関すること。

(職員)

第 5 条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 分室長
- (4) 室員
- (5) 専任教員
- (6) 兼任教員
- (7) その他必要な職員

(センター長)

第 6 条 センター長は、センターの業務を統括する。

- 2 センター長は、本学専任の教授のうちから、情報化推進会議の推薦に基づき宮崎大学センター管理運営委員会の議を経て学長が任命する。
- 3 センター長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第 7 条 副センター長は、センター長の業務を補佐する。

- 2 副センター長は、センター専任教員のうちからセンター長が指名する者をもって充てる。

- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(分室長)

第8条 分室長は、センター長の命を受け、分室の業務を掌理する。

- 2 分室長は、医学部及び医学部附属病院の教員のうち、センター長が指名する者をもって充てる。

(室員)

第9条 室員は、分室の業務を処理する。

- 2 室員は、医学部医事課医療情報系の職員をもって充てる。

(専任教員)

第10条 専任教員は、センターの業務を処理する。

- 2 専任教員の選考に係る事項については、別に定める。

(兼任教員)

第11条 兼任教員は、センターの業務を処理する。

- 2 兼任教員は、本学教員のうちからセンター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。
- 3 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第12条 センターの管理及び運営に関する重要事項を審議するため、宮崎大学情報基盤センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

- 2 運営委員会の組織運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第13条 センターの事務は、情報基盤センター事務部が行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 宮崎大学情報戦略室要項(平成19年7月19日制定)及び宮崎大学情報支援センター要項(平成19年10月25日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和 4 年 3 月 25 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。